

大災害に備える

一般社団法人日本建設業連合会 会長
宮本 洋一



日本建設業連合会(以下、日建連)は、全国規模の建設会社141社と建設関連団体等からなる一般社団法人で、建設業に係る諸制度や諸問題の解決に取り組むとともに、建設業に関する技術の進歩と経営の改善を推進しています。

災害対応については、2015年4月に建設業関係団体初の災害対策基本法の指定公共機関に指定され、同法に基づき防災業務計画を作成して災害に備えるとともに、国や地方公共団体等の防災業務に協力しています。

例えば、大地震が発生した場合、夜間や休日であっても、直ちに緊急災害対策本部を日建連の本部および被災地の支部に設置し、関係行政機関や会員会社と連絡・調整を行い、要請に基づいて緊急災害対応活動を行うことになっています。具体的には、日建連の全国9つの支部が、国土交通省の地方整備局、都府県・政令市、高速道路会社、電力会社、鉄道会社、水資源機構等と包括災害協定・個別災害協定を締結しており、協定に基づき会員会社が災害支援を行います。

日建連の会員会社は、全国で事業を展開している会社であるため、特に大規模かつ広範囲な災害に対し、広域ネットワークを活用した機動的な対応が可能です。これまでも、現場までの道路や航路の啓開、緊急物資の搬入、資機材の調達と運搬、構造物の応急復旧、本格的な災害復旧など、被災後の様々な局面で支援活動を実施してきました。

災害時には速報性が極めて重要です。特に勤務時間外に災害が発生した際は、関係者間の緊急の連絡手段が初動の決め手になります。このため日建連では、本部・支部および会員会社がLine Worksのグループを形成し、速報情報をLine Worksでやりとりするようにしています。これにより、簡便にグループ内全員に情報が共有されるとともに、既読・未読の確認もできるようになりました。地震時のみならず、台風の接近や前線の停滞時等にも有効に活用されています。

また、災害対応は一刻を争う場合が多いため、支援活動は、昼夜を問わず優先的に実施することが普通です。こうした対応を可能とするため、会員会社は緊急時の具体的な活動内容を業務継続計画(いわゆるBCP)としてあらかじめとりまとめ、緊急時に備えています。また、BCPに基づき定期的に防災訓練を行い、緊急時の各職員の活動を確認しています。日建連においても、会員会社がBCPを作成する際のガイドラインを提供したり、会員会社と一緒に防災訓練を行ったりして、緊急時に備えるようにしています。

災害時に真っ先に駆け付け、現場までのアクセスを確保したり、緊急物資を運んだり、復旧工事を行ったりするのは、建設会社です。多くの国民の皆様にも、建設会社の縁の下の活躍を広く知っていただけるとありがたいと思います。